

## 佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響下でも、市民活動団体の活動基盤を維持するとともに、市民のまちづくりへの参画と実践をすすめることを目的として、市民活動団体が行うリモート会議に要する機器等の整備にかかる経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものとの利益の増進に寄与することを目的とする活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公益を害するおそれのあるものの活動

2 この要綱において「リモート会議」とは、電話回線やネット回線を利用してオンライン上で行う遠隔会議全般のことをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）であって、次に掲げる要件を全て満たすもの（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 市内に活動の拠点を置き、主に市内において市民活動を行う団体であること。
- (2) 名簿及び規約又は会則等を有し、団体の運営を明確に定めていること。
- (3) 5名以上の構成員を有すること。
- (4) 法令等に違反し、又は公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動を主な目的としていないこと。
- (6) 補助金の交付を申請する時において、6月以上の継続的な活動の実績があること。
- (7) 団体又は構成員が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第

77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) 若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 前各号に掲げるもののほか、市民活動団体としてふさわしくない活動を行っていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助対象者が実施する次に掲げる事業とする。ただし、他の制度により交付される補助金、助成金等の対象となっているものは、補助の対象としない。

(1) 佐賀市市民活動リモート化促進事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの期間にリモート会議の実施に要する経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

(補助金の補助率等)

第6条 補助金の補助率及び限度額は、一の補助対象者あたり、補助対象経費の5分の4以内、5万円までとする。

(交付の申請)

第7条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請は、次に掲げる書類を添えた佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 団体概要書

(4) 誓約書

(5) 規約、会則、定款等の組織、運営等に関する事項を明文化した書類

(6) 役員名簿等の写し

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を申請することができるのは、一の補助対象者につき、令和2年度に1回のみとする。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

(決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による通知は、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金可否決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条の規定により、申請の取下げを行う者は、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付申請取下届(様式第3号)により市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更)

第11条 規則第8条第1項の規定による補助対象事業の変更の承認の申請は、次に掲げる書類を添えた佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金変更申請書(様式第4号)によるものとする。

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の収支予算書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 規則第8条第3項の規定による補助金の交付決定の内容の変更は、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付変更可否決定通知書(様式第5号)によるものとする。

(実績報告の書類)

第12条 規則第12条の規定による実績の報告は、次に掲げる書類を添えた佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金実績報告書(様式第6号)によるものとする。

(1) 収支決算書

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 規則第13条の規定による補助金の額の確定の通知は、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の交付)

第14条 この要綱の規定による補助金については、規則第14条第1項の規定に基づき、補助対象事業の円滑な遂行を図るため、交付を決定した補助金の額の10分の8を限度として、概算で交付することができるものとする。

2 規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求は、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付請求書(様式第8号)によるものとする。

(交付の取消し)

第15条 規則第15条の規定による補助金の交付の決定の取消は、佐賀市市民活動

リモート化促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）によるものとする。  
（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

別表第1（第5条関係）

経費の種別	対象となる経費
消耗品費	単価が1万円以下（税込）の機器等の購入費、その他これらに類するもの
通信費、手数料等	郵便料、通信運搬費、振込手数料、各種保険料その他これらに類するもの
使用料及び賃借料	会場使用料、物品のリース料その他これらに類するもの。ただし、補助対象事業に係る経費に限る。
備品購入費	単価が1万円（税込）を超える機器等の購入費
その他	上記以外の経費で市長が適当と認めるもの

備 考

- 1 次に掲げるものは、上記にかかわらず補助金の交付の対象としない。
  - (1) 団体運営に係る経常的経費（賃借料、光熱水費、電話料金、人件費等）
  - (2) 領収書等により支払ったことを明確にすることができない経費

様式第1号

佐賀市市民活動リモート化促進事業  
補助金交付申請書

佐賀市長 様

令和 年 月 日

住 所	佐賀市
団 体 名	
代表者 職・氏名	⑩

佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金の交付を受けたいので、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	令和2年度	事 業 の 名 称	佐賀市市民活動リモート化促進事業
補助対象経費	円		
交付申請金額	円		
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 団体概要書 <input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 規約、会則、定款等の組織、運営に関する事項を明文化したもの <input type="checkbox"/> 名簿 <input type="checkbox"/> その他（見積書 )		

様式第2号

佐市協推第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市市民活動リモート化促進事業  
補助金可否決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付の可否については、次のとおり決定したので、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助年度	令和2年度
事業の名称	佐賀市市民活動リモート化促進事業
補助金の交付の可否	
可とする場合の条件	
否とする場合の理由	
交付決定金額	円

様式第3号

佐賀市市民活動リモート化促進事業

補助金交付申請取下届

佐賀市長 様

年 月 日

住 所	
団 体 名	
代表者 職・氏名	印

令和 年 月 日付けで提出した、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金の交付申請について、下記のとおり取り下げたいので、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱第10条の規定により提出します。

補 助 年 度	令和2年度
事業の名称	佐賀市市民活動リモート化促進事業
取り下げの理由	

※記入枠の行幅は内容に合わせて変更してかまいませんが、1ページにまとめてください。



様式第4号

佐賀市市民活動リモート化促進事業  
補助金変更申請書

佐賀市長 様

令和 年 月 日

住 所	佐賀市
団 体 名	
代表者 職・氏名	Ⓜ

佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	令和2年度	事 業 の 名 称	佐賀市市民活動リモート化促進事業
変 更 の 理 由			
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容			
補 助 対 象 経 費	変 更 前		円
	変 更 後		円
変 更 後 の 交 付 申 請 額			円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		

様式第5号

佐賀市市民活動リモート化促進事業  
補助金交付変更可否決定通知書

佐市協推第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長



令和 年 月 日付けで申請のあった補助金変更申請の可否については、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

補 助 年 度	令和2年度
事 業 の 名 称	佐賀市市民活動リモート化促進事業

1 変更申請を承認します。

変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更後の補助対象経費	円
変更後の交付決定金額	円
条 件 等	

2 変更申請を承認しません。

承 認 し な い 理 由	
------------------	--

様式第6号

佐賀市市民活動リモート化促進事業  
補助金実績報告書

佐賀市長 様

令和 年 月 日

住 所	佐賀市
団 体 名	
代表者 職・氏名	⑩

令和 年 月 日付け佐市協推第 号で補助金の交付決定を受けた補助対象事業の実績について、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

補 助 年 度	令和2年度
事 業 の 名 称	佐賀市市民活動リモート化促進事業
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 対 象 経 費 精 算 額	円
補 助 金 額	円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 領収証の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )

様式第7号

佐市協推第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市市民活動リモート化促進事業  
補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助対象事業については、次のとおり補助金の額を決定したので、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

補助年度	令和2年度
補助金の 交付決定金額	円
補助対象経費 精算額	円
補助金の 交付確定金額	円

様式第 8 号

佐賀市市民活動リモート化促進事業  
補助金交付請求書

佐賀市長 様

令和 年 月 日

住 所	
団 体 名	
代表者 職・氏名	印

佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。なお、上記申請者と口座名義に相違がある場合は、下記口座名義の者に受領を委任します。

記

補 助 年 度	令和 2 年度			
事 業 の 名 称	佐賀市市民活動リモート化促進事業			
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円			
補 助 金 の 交 付 確 定 金 額	円			
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円			
交 付 請 求 金 額	円			
今 回 請 求 後 の 未 請 求 金 額	円			
振 込 先	振 込 先 金 融 機 関	銀 行 農 協 信用金庫		店
	預 金 種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

様式第9号

佐市協推第 号  
令和 年 月 日

様

佐賀市長



佐賀市市民活動リモート化促進事業  
補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け佐市協推第 号で交付決定した、佐賀市市民活動リモート化促進事業補助金については、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

記

対象年度	年度	団体番号	
事業の名称	佐賀市市民活動リモート化促進事業		
取消内容	全部・一部		
理由			